

国民保養温泉地選定標準改正案

第1 温泉の泉質及び湧出量に関する条件

- (1) 利用源泉が療養泉^(*)であること。
- (2) 利用する温泉の湧出量が豊富であること。なお、湧出量の目安は温泉利用者1人あたり0.5リットル／分以上であること。

第2 温泉地の環境等に関する条件

- (1) 自然環境、まちなみ、歴史、風土、文化等の観点から保養地として適していること。
- (2) 医学的立場から適正な温泉利用や健康管理について指導が可能な医師の配置計画又は同医師との連携のもと入浴方法等の指導ができる人材の配置計画若しくは育成方針等が確立していること。
- (3) 温泉資源の保護、温泉の衛生管理、温泉の公共的利用の増進並びに高齢者及び障害者等への配慮に関する取組を適切に行うこととしていること。
- (4) 災害防止に関する取組が充実していること。

第3 温泉地計画の策定

- (1) 温泉地における温泉利用施設の整備及び環境の改善を図るため、環境大臣が国民保養温泉地ごとに「第2 温泉地の環境等に関する条件」に関する温泉地計画を策定すること。
- (2) 国民保養温泉地の指定を希望する地方公共団体は、住民、事業者等の意見を聴いて、温泉地計画の案を作成し、環境大臣に提出すること。

(*) 療養泉について

「療養泉」とは、温泉（水蒸気その他のガスを除く。）のうち、特に治療の目的に供しうるものであり、鉱泉分析法指針（改訂）（平成 14 年 3 月環境省自然環境局）において、以下の表に掲げる温度又は物質を有するものと定義しています。

温泉分析書において塩化物泉、硫酸塩泉、単純温泉等の泉質が記載されているものが「療養泉」であり、温泉利用施設の多くでは、その泉質に応じた適応症が掲示されています（「療養泉」でない温泉には泉質名を記載することができません。）。

表 療養泉の定義

1. 温度（源泉から採取されるときの温度）摂氏 25 度以上
2. 物質（下記に掲げるもののうち、いずれかひとつ）

物質名	含有量(1 kg 中)
	mg 以上
溶存物質(ガス性のものを除く)	総量 1 000
遊離二酸化炭素(CO ₂)	1 000
銅イオン(Cu ²⁺)	1
総鉄イオン(Fe ²⁺ +Fe ³⁺)	20
アルミニウムイオン(Al ³⁺)	100
水素イオン(H ⁺)	1
総硫黄(S) [HS ⁻ +S ₂ O ₃ ²⁻ +H ₂ S に対応するもの]	2
ラドン(Rn)	30 × 10 ⁻¹⁰ Ci=111 Bq 以上 (8.25 マッヘ単位以上)